



男女がともに認め合い、支えあう、
やさしさと輝きに満ちた 笑顔のまち村上

第2次村上市男女共同参画計画

概要版



平成30年3月



村上市

Murakami City Official Website



計画の概要

基本目標 1

男女がともに認め合い、尊重し合えるまちづくり

根強く残る社会的な慣習の見直しや固定的性別役割分担意識の解消をめざして生涯を通じた男女共同参画への意識づくりを進めるとともに、「男女がともに認め合い、尊重し合えるまちづくり」を目指します。

【課題】

- ◆今後も平等意識の啓発に向けた取り組みが必要です。
- ◆男女ともに意識できるよう、特に男性への啓発促進が必要です。
- ◆ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発のための取り組みが必要です。
- ◆人権を尊重し、どのような配慮が必要かを検討し、支援していく必要があります。
- ◆安心して相談できる体制づくりを進める必要があります。

具体的 施策

男女共同参画に関する意識啓発や理解の促進

男女共同参画の視点に立った学校教育・生涯学習の充実

暴力の予防と意識啓発 【重点施策】

被害者支援に関する施策の推進

各種ハラスメント防止の啓発

基本目標 2

男女がともに参画しやすいまちづくり

男女がともに安全に、安心して暮らせる社会を実現させるためには、根幹となる施策等意思決定の場において男女双方からの幅広い意見が反映されることや、ともに支え合い協力し合うことが求められます。

【課題】

- ◆女性活躍推進法の啓発や女性の活躍推進の取り組みを促進していく必要があります。
- ◆男女が対等な立場であらゆる分野に参画できる機会の拡大が必要です。
- ◆意思決定の場における女性の登用の拡大を図ることが必要です。
- ◆男女共同参画の意識を持った主体的なリーダーの育成が求められます。
- ◆男女お互いに心やからだの健康について正確な知識を持つことが必要です。

具体的施策

職場における女性活躍の推進

各種審議会・委員会など施策決定の場への女性の参画拡大

市の女性職員の職域拡大と登用促進

あらゆる分野への女性の参画支援・人材育成

心とからだの健康づくり支援

性差を理解し、尊重し合う意識の啓発

地域防災における男女共同参画

誰もが安全安心に暮らせるまちづくりの推進

※火災予防PRや防災教室等の普及

啓発活動を目的して設置された

「女性消防団広報指導分団」



基本目標3

男女が家庭も仕事もともに担うまちづくり

一人ひとりが仕事上や家庭生活における責任を果たすとともに、子育て期や中高年期などライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できる「男女が家庭も仕事もともに担うまちづくり」を目指します。

【課題】

- ◆ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発のための取り組みが必要です。
- ◆子育てや介護の理由により退職しなくてもよいよう、企業への啓発が必要です。
- ◆女性の担う役割の重要性について広く認識されるよう取り組みの支援が必要です。

具体的施策

家事・育児・介護への男女共同参画の推進

子育て、介護支援の充実

働く場における機会・待遇の均等の推進

男女がともに働きやすい環境づくり

農林水産業、商工業などの自営業者に従事する女性への支援

基本理念

男女がそれぞれの個性を認め合いながら、協力し支え合えるまちづくりを目指します。

男女がともに認め合い、支え合う、やさしさと輝きに満ちた 美郷のまち村上

計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男性と女性が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。

本市では、平成24年11月に策定した「第1次村上市男女共同参画計画」（以下、「第1次計画」という。）に基づき、男女が対等なパートナーとして、お互いに認め合いながら、あらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる社会をつくるための課題を解決していくことを目的として、さまざまな取り組みを推進してきました。

しかし、少子高齢化の進行や経済情勢の変化、高度情報化の加速など社会情勢の著しい変化とともに人々のライフスタイルも大きく変化し、男女の多様な生き方への対応が求められる中で、男女がともに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組まなければならない多くの課題が残されています。

このような状況を踏まえ、第1次計画の取り組みを引き続き継承しつつ、課題を解決し、女性活躍推進法等を勘案し発展させる計画として、「第2次村上市男女共同参画計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定します。

計画の性格と位置づけ

1. 男女共同参画社会基本法に定めている「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけます。
2. 国の「第4次男女共同参画基本計画」や「第3次新潟県男女共同参画計画」を勘案した上で、「第1次計画」を継承し、発展させる計画です。
3. 本市の最上位計画である「第2次村上市総合計画」の分野別計画であり、関連する他分野の計画と整合性を図りながら推進します。
4. 市民の参画と協働による男女共同参画社会の形成を目指すための指針となる計画です。
5. 「女性活躍推進法」第6条第2項に規定する市町村推進計画としても位置づけられる計画です。

計画の期間

この「第2次計画」は、平成30年（2018年）から平成34年（2022年）までの5年間を計画期間としています。

計画を推進するにあたって

計画の推進に係る施策は、市政のあらゆる分野にわたっているため、その推進にあたっては市が全庁的に取り組みます。

また、職員一人ひとりが男女共同参画の意識をもって施策を推進することはもちろんのこと、市民・事業所等の理解と協力のもと、連携して総合的かつ効果的な計画の推進に努めます。

さらに、市民や事業所、国や県、女性財団、NPO法人など関係機関との連携を深め、他市町村とも協力しながら計画を効果的に推進します。